

相談
無料

2022年4月より、
「さっぽろ創業支援プラザ」が変わります

さっぽろでの 起業を 応援します

第2・第4水曜日が
法人設立・登記等
『司法書士相談日』
になります。



利用案内

【場所】北海道経済センター1階（札幌市中央区北1条西2丁目）

札幌商工会議所 中小企業相談所内



【時間】13:00～16:00（ご相談時間：1回につき30分程度）

- ①月曜・金曜と第1・3水曜… 創業全般（中小企業診断士、公認会計士・税理士）
 ②第2・4水曜… 法人設立・定款・登記申請・許認可等（司法書士・行政書士）

※司法書士相談については、法人設立（定款・登記申請等）のご相談のみとなります。

【予約】「15時」「15時30分」の2枠のみネット予約可能

※上記以外の時間帯については、当日先着順となります。

第1
第3

第2
第4

創業アドバイザー

月 金 と 水

…創業全般

【融資・創業計画書作成・
会計経理・販路開拓等】



中小企業診断士
北山 崑 氏



税理士・公認会計士
寺田 昌人 氏



中小企業診断士
後藤 直樹 氏

【定款・登記申請・許認可等】

司法書士・行政書士
千葉 隆二 氏



※相談はアドバイスのみです。書類作成代行等は致しかねますのでご了承下さい。

札幌商工会議所
中小企業相談所 創業支援課

Tel.011-231-1768 HP : <http://www.sapporo-cci.or.jp/> Mail : sogyo@sapporo-cci.or.jp

さっぽろ創業支援プラザをご利用の皆様へ

国の認定を受けた「札幌市創業支援等事業計画」に基づき、創業する方を対象とした相談窓口のほか、セミナーの開催や創業者向けの融資制度の紹介など、様々な支援策で市内で創業する方をサポートします。

この「さっぽろ創業支援プラザ」は『特定創業支援等事業』です。一定の要件を満たす事で下記の支援を受けることができます。※札幌市の発行する証明書が必要です

「特定創業支援等事業」とは？

札幌市創業支援等事業計画において、創業支援事業者が行う継続的な支援事業（経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身に付く事業）を、「特定創業 支援等事業」として位置付けています。

さっぽろ創業支援プラザご利用による証明書発行要件

- ① 1ヶ月以上に渡りかつ ② 4回以上の創業相談



※注) ①②両方を満たす必要があります

証明書発行後のメリット

(特定創業支援等事業による支援を受けた方への支援)

① 会社設立時の登録免許税の軽減（※札幌市内の設立に限る）

【対象】「これから創業の方」もしくは「創業後5年未満の個人」

・株式会社、合同会社：資本金の0.7% ⇒ 0.35%

※ 最低税額の場合：15万円 ⇒ 7.5万円 又は 6万円 ⇒ 3万円

・合名会社、合資会社：1件につき 6万円 ⇒ 3万円

② 信用保証協会の創業関連保証の特例 ⇒ 事業開始の6ヶ月前から支援を受けることが可能

③ 日本政策金融公庫の新創業融資制度の特例 ⇒ 自己資金要件（10分の1）を充足したものとして利用可能

④ 日本政策金融公庫の新規開業支援資金の特例 ⇒ 貸付利率の引き下げの対象として、利用することが可能

その他、「特定創業支援等事業」認定の創業セミナーもございます。開催時期等の詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】

**札幌商工会議所
中小企業相談所 創業支援課**

〒060-8610

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター1階

TEL:011-231-1768 / FAX:011-222-9540

MAIL:sogyo@sapporo-cci.or.jp

